

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（794））

2. 日時：平成30年3月22日 15時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 火災防護対策グループマネージャー
他3名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

○火災防護対策を講じることが要求されている「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域」に関して、主蒸気止め弁より下流のラインは火災防護の対象外であるとする考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 火災による損傷防止（安全機能を有する機器等の抽出について）